

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者に対する支援について

1 傷病手当金について

○概要

公的医療保険の被保険者が疾病又は負傷により業務に就くことができなくなった場合に、療養中の生活保障として保険者から行われる給付

○対象者

被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染したもの又は発熱等の症状があり感染が疑われるもの

○支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務ができない期間

○支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数

○適用

令和2年1月1日～9月30日の間（ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで）

2 国民健康保険税の減免について

○対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が、前年の3/10以上減少することが見込まれ、かつ前年の所得合計額が1千万円以下であり、減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の世帯

○減免額

前年の合計所得金額等を基に算定する対象保険税額の、全額 $\sim 2/10$

○減免期間

令和3年3月31日までに納期限が設定されている令和2年度分の保険税